

岩手県告示第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第5項の規定により、平成27年2月4日から同年3月4日まで関係書類を縦覧に供する。

平成27年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
星山・犬吠森地区（区画整理）	当該土地改良事業計画書の写し	紫波町役場
星山・犬吠森地区（農業用排水施設）	当該土地改良事業計画書の写し	紫波町役場